

第 70 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸付年度		内訳	金額等	
母子福 祉資金 貸付金	平成25 年度	個人	未償還元金	215,391円	貸付けの相手方の破産により今後回収の見込みがないため。
			利子	6,475円	
			違約金	200円	
			その他	未償還元金に係る 違約金の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。